

調査結果からみえてきたこと

1. 人権全般に関わる市民意識

箕面市人権意識調査・分析コメント

松本城洲夫(じんぶんネット代表、龍谷大学非常勤講師)

1. はじめに

一口に「人権意識」と言っても、私には、その間口も奥行きも依然としてあいまいなままである。たしかに様々な差別問題や人権侵害・未保障問題に対する意識や態度も「人権意識」を構成する要素だと思うが、本質的には「人権」に対する認識の問題であろう。

「人権」という言葉は、Human Rights の翻案である「人間の権利」を約したものだが、right を「権利」と訳したことから、本来含意されていた「正しいこと」というニュアンスが抜け落ち、「利益」に比重が置かれた概念として定着したことは否めない。江戸末期から明治初期にかけて、right の翻案は「通義」「達義」「権理」「権義」など文字通り「正しいこと」と訳されていたのである。「権利」という訳語が一般化するのには 1886 年(明治 19 年)ごろからで、造語としての漢字の意味がいわば一人歩きするようになったのである。

今日、「人権」については、世界人権宣言などの日本語への翻案をきっかけとして、国内のさまざまな人権関連法令などにも一応の定義づけがなされている。例えば、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002 年 3 月)においては、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」(第 3 章-人権教育・啓発の基本的在り方 1.人権尊重の理念)と述べられている。この定義づけを読んでも、「人権」が複合的なかなり幅の広い概念であることが分かる。そして、「人権」を構成している「人間の尊厳」「固有の権利」「個人の生存と自由」「幸福な生活」などといった個々の概念も、もともと日本の社会では生れ得なかった外来語の翻案であり、問題なのはこれらの訳語が原意を踏まえつつリアリティーを持った言葉として、私たちの日常生活に果たして定着しているかどうかである。

この点については、前掲の「国の基本計画」においても、「このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、(中略)より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、『自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない』ばかりでなく、『自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない』、『物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする』といった問題点も指摘されている。」(第 2 章 人権教育・啓発の現状 1. 人権を取り巻く情勢)と認識しているのである。さらに、差別を温存している背景として、「世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。」((第 4 章 人権教育・啓発の推進方策

1. 人権一般の普遍的な視点からの取組み)と日本独特の文化的風土の存在を指摘している。

このような観点から、私としては、今回も人権概念に対する認識と、差別や人権問題を温存している土壌となっている世間意識との関連について着目した。

2. 調査結果について

調査結果を読むと、人権から連想する3つの言葉の選択で、「自由」「平等」「友愛」「尊厳」「自立」「公正」「共生」という人権そのものを構成している語群から全てを選択した人は全回答者のうち57.0%(Aグループ)、「抑圧」「格差」「差別」「暴力」という人権を否定する対義語から全てを選択した人は4.4%(Bグループ) 両義を混合して答えた人が37.8%(Cグループ)という結果であった。

また、個々の概念の選択で最も多かったのは「平等」で73.7%、続いて「自由」45.7%、「差別」36.5%、「尊厳」35.2%、「公正」20.1%、「自立」12.2%、「共生」10.7%、「格差」9.5%、「友愛」8.3%、「抑圧」と「暴力」はいずれも3.1%の順であった。

そして、3つの言葉の組み合わせで最も多かったのが「平等」「自由」「差別」の組み合わせで、全体の8.9%(102人)で、次に多かったのは「平等」「自由」「尊厳」の組み合わせで、全体の8.3%(95人)だった。この2グループは全体に占める割合がほぼ同じで、「差別」と「尊厳」の選択だけが異なっている。そこで、この選択の違いによって世間意識(日常生活や社会全般に関する見方や考え方)との関連でどのような差異が生じているのかを見てみたいと思う。

【世間意識を肯定する設問】

「妻子を養うのは、男の責任である」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定82.4%、否定6.9%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定63.1%、否定22.1%

「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるべきだ」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定55.9%、否定19.6%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定48.4%、否定25.3%

「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定66.7%、否定20.5%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定57.9%、否定21.1%

「冠婚葬祭に際して、『大安』や『仏滅』、『清めの塩』などの習慣を重視するのは当然だ」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定58.9%、否定28.5%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定52.6%、否定25.2%

「『人並み』『平均的』を常に意識する」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定43.1%、否定35.3%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定35.8%、否定46.4%

「自分の家族がホームヘルプサービスを利用することに抵抗感がある」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定12.8%、否定71.6%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定10.5%、否定72.6%

「定職に就けなかったり、仕事が続かないのは、本人にやる気がないからだ」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定57.9%、否定10.8%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定41.1%、否定25.3%

「親が子どもを叩くのは、しつけだから、まわりがとやかく言うことではない」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定30.4%、否定31.3%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定21.0%、否定41.1%

「教師の体罰は教育上やむをえないこともある」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定 64.7%、否定 10.7%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定 57.9%、否定 20.0%

「いじめをうけたり、仲間はずれにされるのは、本人にも問題があるからだ」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定 64.7%、否定 10.7%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定 57.9%、否定 20.0%

【世間意識を否定する設問】

「夫を『主人』、妻を『家内』と呼ぶことに違和感がある」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定 16.6%、否定 62.7%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定 22.1%、否定 51.5%

「生活に困ったとき、生活保護を受けることは、当然の権利である」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定 60.8%、否定 14.7%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定 56.9%、否定 14.7%

「障害のある子どもない子ども同じ学校に通うことは、当然の権利である」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定 67.7%、否定 5.9%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定 64.2%、否定 10.6%

「企業の経営状況によって、一方的に解雇するのは不当だ」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定 85.3%、否定 4.0%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定 78.9%、否定 4.2%

「犯罪事件の報道であっても、市民のプライバシーを守るべきである」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定 49.0%、否定 16.7%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定 54.8%、否定 20.0%

「テレビやゲームに登場するヒーローの暴力を認めることは危険な風潮だ」について、「平等」「自由」「差別」グループ=肯定 51.6%、否定 18.0%、「平等」「自由」「尊厳」グループ=肯定 46.3%、否定 25.3%

(肯定=「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」、否定=「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」)

結果は、「世間意識を否定する設問」では、両グループに顕著な差はみられなかったが、「世間意識を肯定する設問」では、「平等」「自由」「差別」グループより、「平等」「自由」「尊厳」グループの方が全ての項目にわたって世間意識が低かった。「自分の家族がホームヘルプサービスを利用することに抵抗感がある」で、2.3%の差だったが、他はすべて6%を超え、平均で9.1%の差があった。最も顕著な項目は「妻子を養うのは、男の責任である」で、肯定意見に19.3%の差があり、続いて「定職に就けなかったり、仕事が続かないのは、本人にやる気がないからだ」で、16.8%の差があった。

また、同じ「平等」「自由」「尊厳」グループであっても、設問によって男性と女性に差が見られた。10%以上の顕著な差がみられる項目は次の通りだった。

【女性の方が世間意識の低い項目】

「妻子を養うのは、男の責任である」で、肯定は14%低い。

「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるべきだ」で、肯定は20.5%低い。

「自分の家族がホームヘルプサービスを利用することに抵抗感がある」で、肯定は23.3%低い(女

性は0%)

「障害のある子もない子と同じ学校に通うことは、当然の権利である」で、肯定は14.1%高い。

【男性の方が世間意識の低い項目】

「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」で、肯定は19.2%低い。

「生活に困ったとき、生活保護を受けることは、当然の権利である」で、肯定は14.1%高い。

3. 調査結果を踏まえて

調査の設問が、「『人権』から連想する言葉」なので、人権を否定する語群の中から選ぶ人も多いと思う(たとえば「差別」)。結果では、連想する言葉について全て人権を否定する語群から選んだ人は、4.4%と少なく、過半数の人は人権を構成している語群から全て選び、残りの人は両義の語群から混合して選んでいた。

この3つのグループの世間意識に対する考え方については、クロス集計の結果にそれほど大きな開きはなかったが、「人権についての意識」を見てみると、「非常に大切なことだと認識している」という答えが、Aグループ=53.7%、Bグループ=30.0%、Cグループ=50.2%で、A・CグループとBグループでは、20%以上の差があった。

「人権」を差別の問題としてのみ考えた場合、自分とは関係のない「他人事」になってしまう。この結果がすぐにこのような結論と結び付くわけではないが、まずは、自分自身の問題として受け止められるべきであろう。

しかし、自分自身にかかわる重要な事柄と理解し、多くの人が同じ3つの言葉を選択したとしても、個々の人権概念について共通の認識のもとで選んでいるとは言えない現実がある。例えば、Human Rightsの最も重要な概念のlibertyの訳語である「自由」に対して共通理解があるだろうか。libertyとは、封建的身分から解放されて「自立(独立)」した「個人」が獲得した「思想・良心」「信条・信教」「言論・出版などコミュニケーション」「学問」などの規範的自由である。しかし、libertyに対してこの翻案を普及させた福沢諭吉も、訳語としての「自由」を選択することに慎重であった。なぜなら、江戸時代において「自由」は「わがまま、身勝手」の意味で使われていたからであり、残念ながら、今日においても日本語の「自由」は、同じ用法で使われ続けている。例えば、「私の勝手」と「私の自由」、「お金に不自由する」と「好き勝手に使うお金がない」は同じ意味である。だから、「自由」というのは、「いつでもどこでも、自分の好きなことができること」と考えている人が少なくない。近代に新しく生まれた「自由」には、「責任」(18世紀に誕生した概念)が伴っており、「他人を害しない」ことが求められるのである。

これは、他の人権関連の概念である「自立」「尊厳」「平等」「友愛」「公正」「共生」などについても共通していることで、多分相当に多義的に理解されていると思われる。

ただ、「平等」「自由」「尊厳」という組み合わせで、「尊厳」を選択した人の「世間意識」が低かったことをどのように考えればよいのだろうか。「尊厳」を選んだ人のイメージも様々だと考えられるが、他の概念に比べてイメージが比較的拡散しないのではないかと思う。

それは、dignityの訳語としての「尊厳」という言葉の意味が、原意とそれほどずれていないと考えられるからである。「尊厳」という言葉は「尊く、厳かなこと」として、「神仏の尊厳」などの用法とともに普遍化し、これにヨーロッパの人権概念である Individual Human Dignity という「個人の尊厳」

が重なったと考えられる。「個人の尊厳」は、憲法では第 13 条で「個人の尊重」と表現されており、無条件の個人が「生命、自由、幸福の追求の権利」を持つ存在として認められている。そして、この人格は誰からも侵されないという不可侵の価値なのである。dignity には「価値のあること」という翻案もあり、self-respect「自分の価値を振り返って認めること」でもある。福沢諭吉は、近代人のあるべき人格の表現として「独立自尊」という造語を作ったが、「尊厳」という言葉はこの「自尊」とも繋がり、「自分自身の価値を尊ぶ」、つまり Human Rights を「人間としての正しいこと」という「自分ごと」と考えるイメージに結び付いているのである。

このほか、「公正」や「自立」についても考えてみようと思いたが、いずれも際立った結果が求められず、袋小路に入ってしまった感がある。

結局、結論としては、明治以降の近代化の歴史の中でずっと引き摺ってきている課題 - 「個人の自由・自立」や「パブリック・モラルの創造」など人権概念の日常生活の場での深化と発展が不可欠であり、まず、幼児期からのリアリティーのある「市民権利教育」と実効性のある「人権教育・啓発」の大切さを改めて痛感した次第である。

人権意識は、数値化するものではなく、体験して身に豊富化するもの

河野秀忠(箕面市人権啓発推進協議会事務局長)

人権意識調査に関わるのは、4回目になってしまったが、3回目(2004年版)の調査報告書には、
- 「ひとのこころ」への接近 - と題して、人権調査に関するアレコレの感想もどきの駄文を書きつけた記憶がある。その一節には、「今回調査のコンセプトは、以前から実施されてきた市民意識調査の時系列から少し離れて、各々の差別、人権の特徴事象を糸口とした調査方向ではなく、箕面市行政の人権施策の効果、評価を通して市民意識に接近することにあつた。これは言を待たず、市民意識と行政人権施策の距離を測るということでもある。各委員の方々も、その目的意識に基づいて、他市の意識調査には見られない、真剣な議論と検証の作業に没頭されたことも特筆されるべき事柄としてあつた。

それでも困難性が、「数値化できない意識、人権施策評価」としてあることは、不変である。行政施策にも、数値化できるもの、できないものは、確実にあって、それらのなかでも、市民の意識に関わる「ソフト評価」は、数値化できないものの最たるもので、調査作業は、手探りですすむしかない。つまるところ、投げたボールが、返投されてからしか、設問の正確さ、方向が定まらないのだから、このような傾向の意識調査を繰り返して、総じての評価を積み上げるしかないのかもしれない。ウンヌン」とある。

このように書きつけた状況は、驚くしかない程、今回の調査時点でも変わっていない。様々な行政施策が継続され、学校教育の場での実践も深められているにも関わらずなのだが。もしかしたら、設問が不正確で、もしかしたら、どこかで、ひとびとの意識は変わり、生活の質も変化しているのを、見落としているのではないかと不安な気持ちが最後まで抜けなかった。

もちろん、ボクは、統計学の研究者でも、数学者、社会学者でもない。地域の人権啓発団体の役員をチマチマこなしながら、障害を持つとされる仲間たちと、これもまた、チマチマと、地域とひとびとの間を駆け回る暮らしの、ただのオッサンである。だから、その現状からの目線でしか、問答が組み立てられない。

その目線で、今回の意識調査を振り返ると、やはり、ひとの心のなかを覗き込むのは、至難の技であると、実感せざるを得ない。

最近になって、臓器移植法問題、尊厳死問題に関わる頻度が極端に多くなり、そのなかで、個人の尊厳や、子どもたちの人権の危機感に接することが沢山ある。そのたびに、人権意識の不可解さに思案投げ首になってしまう。例えば、心臓移植を待っている子どもがいて、片方に、その心臓を提供させられる子どもがいる。そのどちらもの子どもにも尊厳があるのだけれど、心臓移植をうけられない(悲劇)もしくは、移植を受ければ助かる子どものことは、免疫抑制剤使用のことは除いて、広く尊厳のこととして、世間の意志形成がされるけれど、心臓を提供させられて死ぬ子どものことは、あまり知らされない。その子どもの意志、尊厳はどうなるのか。その上、子どもの意志とは関係なく、親の同意(意志)によって臓器提供ができる。脳死判断の意志決定に、個々の人権は、どのように反応すべきなのか。これらの、人権の根幹に関わる市民的議論は、まだひとびとの間には育っていない。以下の文章は、「脳死は、ひとの死」とする、医療の、行政のありように、異を唱えているひとたちの声の一節である。

わたしにも決められないわたしのことを、まわりで勝手に決めないでください。(自己決定権を徹してもとめながら、自己決定それ自体がすでに操作されたものとしてあることにじゅうぶん留意する必要がある。一連の政治的優生実践が、いわば「私的優生論」を受け皿と位置づけつつ、マイルドに修飾される事態を警戒しなければならない。(花園大学・八木晃介社会学教授)

いのちは、ひとりのもの(人権)であり、なにものものでもありません。交換のできないもの、それがいのちです。

「わたしには、いのちがありますが、わたしはいのちをもつことはできません」(いのちをもつこと『所有』はいのちをモノに還元することであり、モノは売買され交換され消費されるところにその本質がある。他方、いのちがあること『存在』は、いのちの流動する全過程を意味し、生きることの全面肯定を示唆する。出典「持つこと」と「あること」(エーリッヒ・フロム著、邦訳「生きるということ」紀伊国屋書店)

これらの根本的人権問答を、今回の意識調査は消化してすすめられたのかと問われれば、残念ながら、ボクは、うなだれるしかない。つまり、どのような市民意識、意見であれ、そのひとつひとつは、なんらかの、他の意識の介在の上に成り立っていることは、間違いない。意識調査の難しさは、純粹の意識というものがなく、他者、社会、環境などの影響を受けている意識から、それらを排除して「本当のそのひとたちの意識」を探り当てることにある。

人権意識調査は、これからも続けられるであろうし、その結果は、行政人権施策に生れ変わるだろう。しかし、その本質的なところでしっかりとした、人権理念を構築しておかなければ、調査は、調査のままに終わるしかない。そうならないためにも、「人権意識調査の感想」もどきに、ボクの問題意識をちょっぴり書きつけておくのも、悪かぁないなと思考するところ。ハイチ大地震が到来した、2010年初に書きつけた駄文の中のものから、引用する・・・。「もの書き」の端くれに席を置き、大阪北部の小さな街、箕面市に住いするボクが、チマチマと代表を務める、障害者市民の働く事業所の小冊子に掲載すべく、駄文で紙を汚したものである。

心柔らかく、広い視点で、障害者市民の働く事業所、ワークランドグループを支えてくださっている、たくさんの市民のみなさんに、心から感謝し、新しい年への船出にあたり、新型インフルエンザで寝込んでしまったお正月に、まどろみながら、しばし考えた事柄を述べ、ぼくの意見とします！

にんげんのからだは、数え切れないくらいの細胞で出来ている。その細胞のひとつひとつの中には、遺伝子というものがあって、自分が、誰かとつながっていることを知らせている。細胞は一日に、何億個も、からだの外に排出される。そして、新しい細胞と交代する。そのたびに、何億個の遺伝子は、ものすごいスピードで、コピーされて、新しい細胞のなかで生き続ける。年末もお正月も関係ない。にんげんが眠っているときも、勉強しているときも、働いているときも、細胞と遺伝子の交代は、とまらない。みなさんの遺伝子には、みなさんのお母さん、お父さんの思い出がギッシリつまっていて、お母さんやお父さんの遺伝子には、おじいさん、おばあさんの思い出がつまっている。そのまた、おじいさん、おばあさんの遺伝子には・・・。

それは、障害、年齢、病気、男女、身分、国籍などに関係なくつながっている。こうして、にんげんは、ずうっと遺伝子をリレーして、つながり、つなげる。そして、命は続くのだから、みなさんは、

みなさんひとりではない。みんな、つながっている。なんと、スゴイことだろう。

また、植物でも、ひとつぶの麦の根っこには、大きな根、小さな根、目には見えないような毛根などが、ビッシリとはえている。その根の全部の長さを測ったひとがいるのだが、おどろいたことに、根っこをつなげた長さは、1万キロメートル以上もあったと。ひとつぶの麦の命は、その長い根っこに守られている。障害者の働くパンハウス・ワークランドグループは、その麦から「命」をもらい、美味しいパンを焼き、いろいろなひとたちとつながるために、踏ん張り続ける。

「答えは、いつも自分の中にある」のだ。小さな街の小さな働く場での営みではあっても、そこで働く障害者市民の命、自分は、かけがえのない自分なのだ。メディアもそうだが、ボクたちは、大状況を把握するために、のアレコレとするひとは、万人いるなんぞと表現され、するのだが、一所懸命に生きる、ひとりのひとりの命(人権)は、万人分の1の命(人権)ではない。かけがえのない、オンリー・ワン 100%の命(人権)なのだ。そして、ひとりひとりが、幸せであったり、不幸であったりする。ひとの命を比べてはならない。幸せも、不幸も比べてはならないものとしてある。ボクたちが、事実を見極めるべく、様々な諸関係を凝視するのは、誰かと自分の幸福と不幸を比べるためではない。誰からも比べられることのない、人間力、人権力のある自分を確立するためにこそなのだ。比べれば、人権は判別のつかないナニかに変質してしまう。誰もが、誰とも比べない、比べられない、自分のチカラを創造することを、歴史と時代から求められているし、「自分というにんげん」を、ひとびとの真っ只中へ解き放つことが望まれている。

2010年初、地方紙「中国新聞」に掲載された一文がボクの眼を引いた。示唆に富むと考えるので、これもまた引用する。

2010年1月24日、「今を読む」、京都大学大学院人間・環境学研究所・岡田温司教授「『創る人』の栄光」

(中略) - ルネッサンス以後、「作る人」たる職人と「創る人」たる芸術家は、はっきり区別されるようになり、後者は前者をしのぐものとみなされるにいたった。さらに時代がすすんで近代になると、科学技術の急速な発展とともに、「創る人」の栄冠は、芸術家ばかりか科学者にもまた付与されることになる。いまや彼らこそが、神に代わって新しい自然や生命をつくりだすことのできる、真の意味での「創造者」たちである。みずからの無限の可能性を信じて進歩の道を歩んできた人間は、こうして、単なる「作る人(ホモ・ファアベル)」から、「創る人(ホモ・クレアトル)」へと華麗なる変身を遂げたのである。しかしながら、この人間の「栄光」には、「傲慢」の影が潜んでいなくはない。「傲慢」には、当然のことながら、かつてプロメデウスがゼウスから受けたような、手痛いしっぺ返しを待っている。いまや万能と無能とがのっぴきならないかたちで背中合せになっていることは、核兵器開発のことを考えてみるだけで容易に想像がつくであろう。政治的な抑止力という名のもとで繰り広げられてきた際限のない開発は、それをいちどでも使おうものなら人類が滅亡してしまう以上、ますますわたしたちを袋小路に追い込んでいくばかりなのである。このジレンマは、(中略) - 最先端の生命科学についても当てはまるであろう。遺伝子の人工的操作や、電子工学によるハイブリッド化などによって、生命そのものを自由に操ろうとする人間の野望と力は、人間そのものの存続を危うくするという意味で、絶望と無能へとたやすく転倒してしまうかもしれないのである。

要するに、近代的な「創る人」にとって、その自由は不自由へと、進歩は絶滅へと、力は自己破壊へ

と 180 度裏返りうるといふ、危うい時代をわたしたちは生きているのである。(中略) - もちろん、もはや引き返すことは不可能であるし、いたずらに悲観的でニヒリステックになることも禁物だろう。ひとつ可能なのは、(中略) - 「作る人」は、職人の技がそうであるように、人間の力が無限ではありえないこと、踏み越えてはいけない一線があること、そして先人たちには学ぶべき教訓が数多くあることを、その身をもって会得していた。前へ前へと突き進むことばかりではなく、後ろを振り返ることの大切さを、よく知っていたのだ。自然を支配するのではなくて、それに寄り添いつつその声にじっと耳を傾けるすべにもたけていたのである。これは過去形ではなくて、いまも職人の精神のなかで生きているものにちがいない。

とあった。ウーム、人権意識の基本型がかい間見えるような論述ではありますまいか。ボクたち、人間の心を覗き込む作業をする者は、心せねばなりませんまい！

2. 男女協働参画に関わる市民意識

女性の就業率低下と男女平等意識との関係

宇仁宏幸(京都大学教授)

1. 女性の就業率の低下

15歳以上の人口に占める就業者の割合を「就業率」という。前回(2003年)の調査結果では、女性の就業率は54.4%であったが、今回(2009年)の調査結果では、47.6%となっている。この女性の就業率の低下は60歳以上の高齢層だけでなく、ほぼすべての年齢階層で見られる。他方、男性の就業率には、女性で見られるような傾向的な変化は認められない。

総務庁『労働力調査』で確認できる全国平均の女性の就業率は、不況下の最近に至るまで、この10年間は約47%でほぼ不変であるので、上記のような箕面市での調査結果で見られた女性の就業率の低下は、箕面市特有の事情によるものか、この調査サンプル特有のかたよりによるものか、どちらかであろう。どちらの事情によるものかを判定するには、2010年に行われる『国勢調査』の結果を待つしかない。以下では、女性の就業率低下が事実かどうかは問わずに、「もし、女性の就業率が低下したならば、男女平等意識はどのように変化するか」という問題を中心に、今回の調査結果のデータを用いて考察する。

2. 女性の男女平等意識の後退

今回の調査結果を前回と比較すると、いくつかの点において、女性の男女平等意識が後退している。典型的な例は、問8の「男は仕事、女は家庭」という従来型の男女の役割分担に関する考え方である。前回調査では、女性回答者のうちで性別役割分担に賛成する人の割合は27.8%、反対する人の割合は41.4%であった。今回調査では、質問の文言がやや異なるので厳密な比較はできないが、問8の女性回答者のうちで性別役割分担に賛成する人の割合は29.5%、反対する人の割合は37.5%であった。明らかに、性別役割分担に反対する女性の割合が減っている。男性回答者についてはこのような顕著な変化は認められない。

3. 性別役割分担に関する考え方と就業状態との関係

よく言われるように、個人の主観的意識は、その個人が置かれている客観的な状況に依存することが多い。性別役割分担の考え方についても、その人が実際の生活においてどのような役割を担っているかにかなり依存する。以下では、就業者と非就業者に分けて、それぞれについて性別役割分担の考え方をみていく(以下で使用するデータは「就労関連特別クロス集計データ」である。このデータでは、70歳以上の回答者のサンプルは除外されている。除外する第一の理由は、70歳以上の回答者の大部分は非就業者であり、この層を分析対象に含めると、この層の回答状況が非就業者の傾向をかなり決定づけてしまうからである。第二の理由は、急激に進行している人口高齢化の影響を除いて考察

したいからである。)

表 1 に示すように、女性就業者に限ると、性別役割分担への反対の数は、賛成の数の二倍にも達する。しかし、女性非就業者の大部分を占める家事専業者では賛成と反対は同数である。さらに家事専業者に 70 歳以上のサンプルを加えると、賛成が反対を上回る。非就業者は、求職中の者、学生および家事専業者に分けられる。就業者が減り、家事専業者が増えるという形で、女性の就業率が低下すると、性別役割分担への反対が減り、賛成が増えるだろう。

表 1 「男は仕事、女は家庭」に関する考え方の就業状態別分布(単位: 人)

	女性就業者	女性非就業者	女性非就業者のうち家事専業
賛成+どちらかといえば賛成	61 (24%)	52 (26%)	43 (28%)
反対+どちらかといえば反対	122 (48%)	69 (35%)	43 (28%)
どちらともいえない+不明	71 (28%)	77 (39%)	65 (43%)
合計	255 (100%)	198 (100%)	151 (100%)

4. 性別職務分離に関する考え方と就業状態との関係

ある特定の職業に女性が集中し、別の特定の職業に男性が集中している状態を「性別職務分離」という。たとえば管理職全体に占める女性の比率は、日本(2007年)では、9%にすぎないが、アメリカ(2006年)では42%、ドイツ(2007年)では38%である。また欧米諸国においては、女性の電車運転手やバス運転手はよくみられるが、日本ではほとんどみかけない。このように日本においては「性別職務分離」が欧米よりも明確である。問 17 では 4 つの質問を通じて、性別職務分離に関する考え方を聞いている。この考え方についても、表 2 に示すように就業状態との関連がみられる。

表 2 「女性は管理職に向いていない」に関する考え方の就業状態別分布(単位: 人)

	女性就業者	女性非就業者	女性非就業者のうち家事専業
そう思わない	164 (65%)	122 (62%)	88 (58%)
それ以外の回答	90 (35%)	76 (38%)	63 (48%)
合計	254 (100%)	198 (100%)	151 (100%)

「女性は管理職に向いていない」とは思わないという回答が、女性就業者においても、女性非就業者においても、多数を占めるが、そのパーセンテージを比較すると、女性就業者においては65%であるのに対し、家事専業者では58%である。女性就業者と比べると家事専業者は性別職務分離の否定意識が弱い。これと同様のことは、同じ問 17 での「重要な仕事は女性に任せるべきではない」に関する回答においてもみられる。したがって、女性の就業率の低下は、性別職務分離の否定意識を弱めるだろう。

5. 女性にとって望ましい生き方に関する考え方と就業状態との関係

問 18 では、「結婚・出産しても仕事を続ける」「出産まで働き、成長後に再就業」「仕事は出産まで。あとは家事に専念」「仕事は結婚まで。あとは家事に専念」「女性は仕事に就かない方がよい」という複数の選択肢を挙げて、女性にとって望ましい生き方を尋ねている。この問 18 に対する回答につい

ても、その人が過去から現在までどのように生きてきたかに強く依存していると考えられる。女性就業者のうちでも正社員と非正規社員とでは考え方に大きな違いがあるので、表3では、女性就業者を二つに分けている。女性就業者のうち正社員は、その約4割が「結婚・出産しても仕事を続ける」と回答している。しかし、女性就業者のうち非正規社員や女性非就業者では、この回答は約2割にすぎない。総務庁『労働力調査』によれば女性雇用者に占める非正規社員の比率は1984年の29%から2009年の54%へ、持続的に上昇している。このような雇用の非正規化の進行、および女性の就業率の低下はともに、「結婚・出産しても仕事を続ける」という回答の割合を低下させる作用をもつ。

表3 女性にとって望ましい生き方に関する考え方の就業状態別分布(単位: 人)

	女性就業者 (正社員)	女性就業者 (非正規社員)	女性非就業者	女性非就業者のうち 家事専業
結婚・出産しても 仕事を続ける	48 (41%)	24 (18%)	36 (18%)	24 (16%)
それ以外の回答	70 (59%)	112 (82%)	162 (82%)	127 (84%)
合計	118 (100%)	136 (100%)	198 (100%)	151 (100%)

6. 仕事を続けるために必要な制度整備をすべての女性が求めている

また、表3において、非正規社員や家事専業者のうちでも、その1~2割が「結婚・出産しても仕事を続ける」生き方を望ましいと答えていることは、視点を変えれば、次のように注目し得る。このような回答の存在は、「結婚・出産しても仕事を続けたい」と願っていても、そのために必要な制度がないために、望ましい生き方を断念している人がいることを示している。このことは問19でも示されている。問19では、「仕事と家庭を両立することを困難にしている理由」を尋ね、その結果、「保育所等の保育サービスの不備」「再雇用制度が普及していない」「休業制度の取得しにくさ」「在宅勤務や短時間勤務等が普及不十分」などに多くの回答が集中している。問19の総回答率(理由の総回答数÷回答者数)を表4に示す。複数回答可能なので、総回答率は100%を超える。この総回答率についても、また各選択肢毎の回答率についても、就業者と非就業者との間にも、正規と非正規の間にも大きな違いはない。仕事を続けるために必要な諸制度を整備することを、すべての女性が強く求めているといえる。

表4 仕事と家庭を両立することを困難にしている理由の就業状態別回答率(単位: 人)

	女性就業者 (正社員)	女性就業者 (非正規社員)	女性非就業者	女性非就業者のうち 家事専業
理由の総回答数(A)	320	358	502	400
回答者数(B)	118	136	198	151
総回答率(A÷B)	271%	263%	254%	265%

7. 様々な場での不平等な扱いをすべての女性が感じている

上記のように、仕事を続けるために必要な諸制度を要求する意識については、就業状態に依存していない。就業状態に依存しない男女平等意識の例としては、この他に、女性は不平等な扱いを受けて

いるという意識が挙げられる。問9では、「女性が男性と比べて不平等な扱いをされていると感じることはありますか」と尋ね、それを感じる場面として、「社会の慣習やしきたりなどで」「雇用の機会や働く場で」「家庭生活（家事・育児・介護等）で」などに多くの回答が集中している。問9の総回答率（場面の総回答数÷回答者数）を表5に示す。これも複数回答可なので、総回答率は100%を超える。この総回答率についても、また各選択肢毎の回答率についても、就業者と非就業者との間にも、正規と非正規の間にも大きな違いはない。様々な場面で、男性と比べて女性は不平等な扱いを受けていると、すべての女性が強く感じているといえる。

表5 不平等な扱いをされている場面の就業状態別回答率(単位: 人)

	女性就業者 (正社員)	女性就業者 (非正規社員)	女性非就業者	女性非就業者のうち 家事専業
場面の総回答数(A)	213	248	330	260
回答者数(B)	118	136	198	151
総回答率(A÷B)	181%	182%	167%	172%

8. 女の子の教育に関する考え方と就業状態との関係

問10では、女の子、男の子に分けて「子どもにどの程度の教育を受けさせたいと思いますか」と尋ねている。男の子と比べると、女の子については「短期大学・専門学校」や「高等学校」という回答の割合が大きく、「大学」や「大学院」という回答の割合が小さい。この差は、6年前の前回調査結果と比べると縮まってはいるが、まだ大きい。たとえば「短期大学・専門学校」でよいとする回答が女性の全回答者に占める割合は、女の子については21.2%であるが、男の子については4.0%である。

この女の子についての割合を女性の就業状態別に計算すると表6のようになる。表6に示すように、正社員の就業者と、非正規社員あるいは家事専業者との間には差があり、この女の子の教育に関する意識は、女性の就業状態に依存していることがわかる。しかし、この意識に対して、もっと大きな影響を及ぼしているのは、次に述べるように世帯収入である。

表6 女の子の教育は「短期大学・専門学校」とする回答の就業状態別割合

	女性就業者 (正社員)	女性就業者 (非正規社員)	女性非就業者	女性非就業者のうち 家事専業
「短期大学・専門学校」とする回答数÷回答者数	19%	25%	22%	27%

9. 女の子の教育に関する考え方は世帯収入に強く依存する

表7は、上記の女の子の教育は「短期大学・専門学校」とする回答の割合と「大学」とする回答の割合とを世帯収入別に示している。明らかに世帯収入が高いほど、「短期大学・専門学校」とする回答の割合は低下し、「大学」とする回答の割合は増加する。つまり、大学教育に要する費用は、短期大学・専門学校教育に要する費用より高いことから、世帯収入がどの程度あるかということが、女の子にどの程度の教育を受けさせるかという選択に影響しているのである。この傾向が強まると、低学歴世帯は高学歴世帯よりも世帯収入が低いので、子どもの学歴も低くなるという現象を引き起こす。

これは学歴格差が世代を越えて継承されることを意味し、社会階層が固定化すること、つまり社会階層間の流動性が低下することを意味する。戦後の日本社会においては、この流動性が、欧米諸国と比べて高かったことが、日本の経済社会のダイナミックな発展に寄与したとよくいわれる。近年の格差をめぐる議論の焦点のひとつは、「教育格差」であり、近年の日本において社会階層間の流動性が低下したと指摘されている。教育格差を是正するためには、意識啓発も重要であるが、世帯収入の多寡に関わらず、教育機会の実質的な平等を経済的な面で保障する政策、たとえば奨学金の充実や授業料免除の拡大が求められる。

表7 女の子の教育は「短期大学・専門学校」「大学」とする回答の世帯収入別割合

	世帯収入 300万円未満	300万円以上 600万円未満	600万円以上 1000万円未満	1000万円以上
「短期大学・専門学校」 とする回答数÷回答者数	34%	25%	17%	13%
「大学」とする回答数÷ 回答者数	49%	55%	61%	69%

第6回箕面市人権意識調査の結果をふりかえって ～ 男女協働参画に関わる意識を中心に～

寺本尚美(梅花女子大学准教授)

1. 性別役割分担に対する考え方について

今回初めて、箕面市の人権意識調査に関わらせていただいた。調査項目のうち、男女協働参画や女性の人権に関わる設問部分を中心に、調査結果に関する感想を述べさせていただく。

問8では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担の考え方について尋ねている。それによると、「男は仕事、女は家庭」に賛成とする者の割合（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）は34.8%、反対とする者の割合（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）は32.7%で、わずかだが賛成派が多い。ちなみに、全国調査（内閣府「男女共同参画に関する世論調査（2009年）」）では、賛成とする者の割合が41.3%、反対とする者の割合が55.1%で、反対派が賛成派を13.8ポイント上回っている。箕面市の調査では選択肢に「どちらともいえない」があり、これが31.6%と最も多いため、厳密な比較はできないが、全国調査と比べ、箕面市では「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識が強い傾向がうかがえる。また、2007年度の前回調査と比較しても、女性では反対とする者の割合が3.8ポイント減っており、性別役割分担の是正という点ではむしろ後退の傾向がみられる。

性・年代別にみると、賛成とする者の割合は、女性が29.5%、男性が40.3%、反対とする者の割合は女性が37.5%、男性が27.7%で、男女間ではそれぞれ10%程度、性別役割分担に対する考え方にずれがあることがわかる。賛成とする者の割合は、男性の70歳以上、60歳以上、10歳以上で高く、反対とする者の割合は、女性の10歳代、20歳代、50歳代でそれぞれ高くなっている。性別役割分担意識は、一般に高齢者ほど強いが、箕面市では、70歳代男性、60歳代男性に次いで、10歳代男性で賛成とする者の割合が52.4%と5割を超えている。一方、10歳代女性で賛成とする者の割合は21.5%と低いため、男女間で意識の乖離が見られる。問18でも、10歳代男性は、「女性は仕事に就かない方がよい」「結婚したら家事に専念する」「出産後は家事・育児に専念する」などのいわゆる「専業主婦タイプ」を女性にとって望ましい生き方と考える割合が、10歳代女性の4倍と多い。10歳代の回答者はサンプル数が少ないため断定的なことは言えないが、10歳代男性の性別役割分担意識が保守化していることがうかがえる。

2. ドメスティック・バイオレンスについて

問11では、配偶者や恋人から、過去2～3年間に、なんらかの暴力を受けた経験があるかどうかを尋ねている。それによると、女性では、14.7%がなんらかの暴力を受けた経験があると答えている。およそ7人に1人の女性が過去2～3年間になんらかの暴力を受けた経験があるということになる。受けた暴力の内訳は、怒鳴る、ののしる、無視するなどの精神的虐待が95.4%、外出の制限や電話のチェックなどの社会的暴力が23.9%、身体的暴力が19.3%、性的暴力が10.2%、生活費を渡さないなどの経済的暴力が6.8%である。

また、問13において、ドメスティック・バイオレンスに対する考え方を尋ねたところ、「愛情表現の一つで一概に否定できない」、「暴力を受ける方にも原因がある」のような、ドメスティック・バイオレ

ンスを容認する回答が、どの年代においても、女性より男性で多かった。とくに、60歳代男性(20.2%)と10歳代男性(19.1%)では、5人に1人の割合を占めていた。また、「家庭内問題で外部が干渉すべきでない」は、60歳代女性、70歳以上女性、10歳代男性で高かった。これらの性別・年代では、ドメスティック・バイオレンスを社会的な問題ではなく当事者間の個人的な問題であるととらえる意識が強いことがわかる。こうした考え方は、加害者の側に(被害者の側にも)、ドメスティック・バイオレンスが人権侵害であるという認識を希薄化させる。市は、ドメスティック・バイオレンスが単なる家庭内問題では片付けられない社会的な問題であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、さらに啓発に努めてほしい。

3.まとめ

このように、男女共同参画や女性の人権という点に注目して今回の調査結果を概観すると、固定的な性別役割分担意識の是正がほとんど進んでおらず、10歳代男性に関してはむしろ保守化の傾向がみられることがわかる。男女の役割分担の固定化は、女性にとっても男性にとっても、個人の生き方の選択に制約的に働くことがあり、男女協働参画の視点からは、固定的な性別役割分担意識の解消によって、多様な価値観と個人の選択に応じた多様な生き方を尊重していく社会を実現していくことが望ましい。

また、ドメスティック・バイオレンスは、家庭や社会における男性優位の意識や経済力の格差などに起因する構造的な問題であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識やドメスティック・バイオレンスを当事者間の問題として矮小視する意識がある。今回の調査においても、ドメスティック・バイオレンスについて、「愛情表現の一つで一概に否定できない」と答えた男性では、「男は仕事、女は家庭」に賛成とする者の割合(54.0%)が反対とする者の割合(24.0%)を大きく上回っている。「家庭内問題で外部が干渉すべきでない」と答えた男性でも、賛成とする者51.7%、反対とする者24.1%で、同様の傾向がみられる。市は、ドメスティック・バイオレンスにおいて加害者となることが多い男性の意識啓発には、これまで以上に重点的に取り組んでほしい。

また、意識啓発においては、問7の役に立った人権学習の方法についての調査結果を参考に、今後は「模擬体験学習」や「当事者の講演会」などを積極的に取り入れるなど、プログラムをより工夫してほしい。特に、10歳代を対象とする学校での人権学習においては、「教える」という学習スタイルだけでなく、体験学習、ロールプレイなど参加体験型の指導方法を取り入れ、被害者の立場に立って考えられる想像力を培うとともに、本人の「気づき」や「発見」を大切にして、解決の方法を自ら学びとる学習スタイルを導入していくことが望ましい。

3. 人権施策について

「箕面市人権意識調査」結果からわかること

窪 誠(大阪産業大学経済学部教授)

今回の意識調査からわかることは、多くの市民にとって人権とは、学校で学ぶ知識のひとつにすぎず、日々の生活を送るうえで不可欠のものとは考えられていないということである。

実際、問5の人権を主にどこで学びましたかという問いに対して、70パーセント以上の人々が、「学校の授業で」と答えているにもかかわらず、問い13において、「定職に就けなかったり、仕事に就かないのは本人にやる気がないからだ」と思う人が半数近い44パーセントに達している。学校で労働権について学んでおきながら、雇用不安の現状を労働権の問題としてとらえることができていない。現実には、日本国憲法は、言論の自由も、表現の自由も、労働者の団結権も争議権も保障しているにもかかわらず、政府や企業の雇用政策に抗議するデモンストレーションや、労働組合による争議が人口に膾炙することはまれである。問題の解決を社会的に追求しようとするのではなく、個人の自己責任に追いやり、その結果、問題の解決にいたることができず、自ら死を選ぶ人が1年に3万人を超える年が1998年から11年も続く。その最大の理由は、失業なのである。

70パーセント以上の人々が、人権を「学校の授業で」学んだと答えながら、「定職に就けな」いことを人権問題ととらえることなく、毎年3万人以上の人間が自ら死を選ぶなら、学校は何を教えてきたのか。生徒が料理学校で勉強したのに、卒業しても料理できないとなれば、その教育は失敗であるとみなされ、その教育に携わった人々は大いに恥じ入ることになる。生徒が自動車学校で勉強したのに、卒業しても自動車運転ができないとなれば、その教育は失敗であるとみなされ、その教育に携わった人々は大いに恥じ入ることになる。学校教育が、人として生きるための知能を鍛えるためにあると考えるならば、生きるための権利を知りながら活用できないことは、学校教育は失敗であるとみなされ、その教育に携わった人々は大いに恥じ入ることになる。ところが、学校教育に携わる人々が大いに恥じ入っているようには見えない。それどころか、学校を卒業した生徒が、憲法の保障する人権を活用したり発展させたりすることによって教育の成果を測るのではなく、むしろ、偏差値の高い学校に入学させることによって教育の成果を測っているのが現状なのである。あたかも、人として生きるための知能を鍛えることなどは、どうでもよいかのよう。

人々が自分の人権を知識として知ってはいても、生活の中で活かす術を知らない状況、これは誰にとって望ましい状況なのだろうか。いやむしろ、だれがこのような状況を作り上げてきたのだろうかと問うべきだろう。言うまでもなく、それは政府やマスコミなど社会の指導層である。労働権は憲法が明記する権利であるにもかかわらず、学校教育における問題の原因を教職員組合に押し付けてきたのは政治家であり官僚であった。人権を憲法が保障する法的権利ではなく、「思いやり」や「感覚」にすりかえ

てきたのも、政治家であり官僚であった。憲法が、「無罪推定の原則」を保障しているにもかかわらず、逮捕段階で犯人扱いするのはマスコミであった。

しかし、これは何も今に始まったことではない。江戸時代から第二次世界大戦が終わるまで、この国では、お上が決めたことに庶民は従順に従うべきであり、庶民の意思表示は、やむを得ざる最低限の要求すら、不届きな「わがまま」とみなされてきたのである。そして、「見ざる・言わざる・聞かざる」こそが庶民の美德とされてきた。現在でも、社会の指導層の中に、「国民に人権を教えると生意気になって、国の言うことを聞かなくなる」と考え、学校教員の中に、「生徒に人権を教えると生意気になって、先生の言うことを聞かなくなる」と考える人がいる。このような、人間関係を上下関係でしかとらえることのできない人々にとって、下の人間が自分の考えや、ましてや、人権を主張などしてくれては困るのである。

そもそも、人権 (Human Rights) とは、文字通りには、「人間にとって正しいこと」という意味である。「ただしいこと」は、当然のことながら、ひとつだけではない。たくさんある。だからこそ、権利 (Rights) には、複数をあらわす "s" がついているのである。とはいえ、何が「正しい」かは人によって異なる。そこで、まず、自分にとって何が正しいのか、なぜ正しいと思うのか、どうすればよいのかといったことを他の人に説明しなくてはならない。他の人は、その人の話を聞いて、理解しなくてはならない。つまり、人権の出発点には、自己表現と他者理解がなくてはならないことになる。その次に、お互いの意見や気持ちをお互いに出し合い、言葉と気持ちのキャッチボールをしなくてはならない。これがコミュニケーションである。さらに、その「正しいこと」をどのようにして、いつも実現できるようにするのかを考えなくてはならない。これが制度化である。最後に、この制度の実施を通して、本当に「正しいこと」が実現できたのかを確認し、困ったことがあれば制度を修正しなくてはならない。これが、フィードバックである。このように、複数ある「正しいこと」のどれひとつをとってみても、それが実現されるためには、自己表現と他者理解、コミュニケーション、制度化、フィードバックという一連のプロセスが成り立っていないとてはならない。人権とは、出来合いの知識を詰め込んだり、「思いやり」や「感覚」があれば十分といった、薄っぺらなものでは決してはないことが、わかるだろう。

みんなが自分の「正しいこと」を言いあって、みんなの「正しいこと」の実現を目指す社会を作るのか、それとも、なにごとについても一部の人が決めたことにしたがって、他の人はみな「見ざる・言わざる・聞かざる」になる社会を作るのか。それとも、本当は、なにごとについても一部の人が決めるのだが、人々にそう思わせないように、審議会や聴聞会で人々の意見を聞いたふりをする社会を作るのか。私たちひとりひとりが選択を迫られている。

調査結果から思うこと

山内 美紀子(箕面市立第2中学校校長)

この度、箕面市民 2,500 人の抽出による人権意識調査の集計結果が手元に届き、箕面市の学校現場に長年身を置く私としては、とても興味深く受け止めました。そしてこの結果から大きな問題提起を受け、改めて教育現場としての課題をたくさんいただいたなあという気持ちでいっぱいです。

私は大きく分けて五つの項目について課題意識を持ちました。一つ目は、性差や性別役割分担、男女協働参画の意識について、二つ目は障害のある人への意識、三つ目は権利についての知識理解、そして、学校での人権学習について、四つ目は被差別部落に対する意識、五つ目は外国人に対する意識です。

これらは学校教育の中で、人権教育の大きな課題として位置づけられ、子どもたちは様々な機会を通して考えたり学んだりします。これらは誰もが幸せに生きていける社会を実現する上でとても大切な課題であり、誰もがしっかりと身につけておきたい基礎知識であり、意識であると思います。

学校では、すべての子どもたちが将来にわたって幸せな生活を営むことができるよう、人として誰もが豊かに生きていける力をつけることが必要であると考え、そのために教科の学力だけではなく、人としての豊かな心や感性、人を思いやる気持ちや豊かな人権感覚をもつこと、さらにはコミュニケーションの力や人とつながる力をもった社会性のある民主的な市民になりうるためのカリキュラムを考え、豊かな体験学習や人との出会いやふれあいができるような機会を作ったり、心に響く道徳教材を工夫したりするなどして取り組んでいます。

箕面市ではどの学校も、子どもたちがしっかりとした判断力や思考力をもち、一人一人の自尊感情を高められるよう取り組みを進め、差別を見抜き、差別をしない、差別を許さない豊かな人権感覚を持った生徒を育てる教育を大事にして取り組んでいます。そして、誰もが大切にされ、そして自分のことを大切にすることができ、自分を誇りに思い、更には自分の地域を誇りに思うことができ、同時に他者に対しても同じように大切にでき、尊重できる生徒の育成をめざして取り組みを進めております。日々の生活の中では、いじめが起こったり、人権を無視したり、侵害してしまうような言動をとる子どもたちがいます。しかし、そうしたことを見過ごさず、そのことを教材にして考えさせたり、振り返らせたりして心を育てる努力をし、そうしたことを保護者にも伝えて理解や協力が得られるよう努めています。また、教職員も子どものおかれた厳しい現実を目の前にして、なんとかしなければと日々悩みながら力を尽くしているのが現状です。

しかしながら、この調査結果から明らかなように意識としてまだまだ厳しいものがあります。今だに、被差別部落に対する忌避意識が2、3割以上の人にあり、結婚や住む場所を選ぶ際にははっきりと見られること。「女は家庭、男は仕事」という性別役割分担意識を3割ほどの人がもっており、また「女性が男性と比べて不平等な扱いをされていると感じる」と答えた人が「雇用の機会や働く場で」と答えた人が5割ほど、「社会の習慣やしきたりの中で」と答えた人が同じく5割、「生活の中で」と答えた人が3割以上あり、進学などにおいても性差の意識が強いことがわかる。また、すべての人にとって人権学習が大切なものとして受け入れられていないということ。憲法で保障されている権利について、2、3割の人が理解されていないということ。「障害のある子どもと同じ学校に通うことはお互いにとって良くな

いのでは」と思っている方が少なからずおられるということ等が明らかになりました。そしてそのことは私たちの実践がまだまだ不十分であり、厳しく問われているものであると言えます。言い換えれば、学校現場にとってこれらは貴重な資料であり、今後の取り組みに生かしていかなければならないものであると受け止めております。

現実社会の中においても、人権が踏みにじられるような不幸な事件や事象が後を絶ちません。一人でも多くの市民がそれらを問題視し、決して許さない気持ちで立ち向かうことができるよう、人権感覚を持った自立した市民として生きられるよう、学校教育ももう一度点検をし直していきたいと思えます。すべての人が自己実現できる社会をめざして、今後も足元から取り組んでいきたいという思いを強くしました。また、これらの課題解決や人権意識の向上に向けては、決して学校教育だけで図れるものではありません。行政も効果的な施策を打つ努力をし、そして社会全体が一体となって取り組むことが不可欠だと思います。そのことの必要性をこの資料は訴えているのではないのでしょうか？

自由意見

人権、男女協働参画について、ご意見、お考え、ご要望などの記入を求めた。回答者 1,144 人のうちの 286 人（25.0%）からの回答があった。主な意見項目と主な趣旨は以下のとおりである。

意見項目	意見件数	比率
人権や差別問題全般について	114	39.8%
男女協働参画について	34	11.9%
ドメスティックバイオレンスについて	1	0.4%
同和問題について	24	8.4%
外国人市民の人権について	3	1.0%
障害者市民の人権について	8	2.8%
子どもの人権について	1	0.4%
犯罪に関連する人権について	4	1.4%
市の人権施策について	43	15.0%
アンケートについて	54	18.9%
計	286	100.0%

人権以外の事項について	14
-------------	----

1. 人権全般について

記入内容の趣旨	件数
知らない、わからない、実感が無い。	11
お互いの違いを認め尊重しあうという気持ちで生活していけば守られる。	9
全ての人々が公平に扱われ、支え合う社会になってほしい。	7
人権という言葉が安易に使われることは好きでない。	6
みんなが幸せで明るい世の中になればよい。	6
権利は義務を守るものに与えられる。	5
人権に関しては幼少期からの教育が必要だと思う。	5
人権の名のもとに逆差別や軋轢を等の新たな問題が生じる。	4
学校以前に家庭における教育が重要である。	4
人権教育は一方的な押しつけでなく、自由な論議をする環境、自分で考えられる場を作らなければならない。	4
人権やジェンダーフリーという言葉で凝り固まられると、自由な発言や行動ができない。	3
人権を悪用されないよう防止策が必要である。	3
平等あってほしいが、あまり騒ぎ立てない方がよい。	3
周囲に振り回されることなく、自己の確立を基本に考えていきたい。	2
差別に対する取り締まりや罰則設けるのが公的機関の役割だ。	2
人権という言葉より、我々は地球人であるという大きな概念で考えたい。	2
学校や家庭教育、周囲の大人の行動に重要性を感じる。	2
学校での行き過ぎた平等は、本当の平等とはいえない。	2
過剰な人権教育は危険だと思う。	2
頭ではわかっているもどこかで差別をしている自分がある。	2
従来通りの金銭での解決が全てではない。誰に何が必要か考え直すべきだ。	2
もっと人権に関する教育をすべきだ。	1
学校教育で権利と義務をしっかりと理解させる必要がある。	1

記入内容の趣旨	件数
人権教育が一部に偏っている。	1
人権教育は意義と意図について最低限教えること。	1
小中学校での人権教育は得難い体験で、子どもにも伝えたい。	1
人を思いやる教育が必要だ。	1
個体の力（コミュニケーション能力など）をつける教育が大事。	1
人と違う自分に誇りを持つ教育、人間としてのあり方を教えてほしい。	1
各々の条件があるので一律の平等は難しい。相手の立場で考えられる想像力が必要だ。	1
相手の意見や気持ちを十分に聞くことが大切である。	1
何故差別をするのか理解できない。	1
これからの高齢化社会等を考えると、人権を守る努力が地域社会を守ることにつながる。	1
行き過ぎた平等には反対だ、区別は差別ではない。	1
「差別など存在しないのに過敏な反応をする人は軽蔑する」という風潮が広がっているようで怖い。	1
人権問題は時代に変化に対応して捉え直していく姿勢が必要だ。	1
馬鹿馬鹿しいプライバシー保護は考え物だ。	1
事実を明らかにできたり、意見を言える社会であってほしい。	1
自分と本当に大切にする人は人を傷つけない。	1
学校でのプライバシー保護には問題がある。	1
義務教育中の人権教育は子どもに対する人権侵害だ。	1
過去の歴史だけでなく、現在の状況（優遇措置）なども正直に教えるべきだ。	1
人を思いやる精神を教える時間、感じる時間が必要だ。	1
人権不足は理解不足もあると思う。	1
幼年期からの教育が大切であるが、差別と他者との差異をはき違えた教育は社会適応できない子どもを育てる可能性がある。	1
正しい近代史を教える必要性がある。	1
仕事での男女平等と社会人としての男女のあり方が混同されている。	1
差別はなくなる。	1
従来の固定観念にとらわれず、全ての人々が持てる力を出し合って豊かな社会になれば人権に理解ある国になる。	1
計	114

2. 男女協働参画について

記入内容	件数
男女の異なった特性を認め合うべきであり、協働参画を意識しすぎる必要はない	2
男女の異なった特性を認め尊重しあって、初めて平等だと思う	2
性別にとらわれず、個々の能力や個性に応じた平等をめざしたい	2
男性は「主・仕事」、女性は「補助：家庭」という固定観念からの脱却	2
異なった人格であることを尊重しつつ、協働参画社会をめざす	1
男女の特性を生かして役割分担すればよい	1
男女の異なった特性を認め合い、お互いにサポートする制度や設備が必要である。	1
男らしさ女らしさを基本とした上での男女協働参画が必要である。	1
周囲や行政任せでなく、女性自ら改善に向けた努力や行動を起こすべきである。	1
家事・育児は男女が協力し、仕事も対応であるべきだが、子どもは果たして幸せなのだろうか？育児は未来に向かってもっとも大事な仕事だと思うが。	1
ゆっくりした変化が望ましい。	1
優秀な人なら男女協働参画について憂う必要はない。	1
働く母親の負担は大きい。仕事をしながらの子育ては難しい環境だ。	1
女性は仕事をしながら子どもを産むことを要求される。男性や社会が支える立場であること	1

記入内容	件数
を基本的に理解する社会であってほしい。	
女性しか母親になれないのに、子育てや仕事ができる環境ではない。	1
保育所が少なく、育児休暇や有給もとりにくい。法律で規制があればよい	1
子どもはほしいが保育所不足や育児休暇が不十分で不安だ。	1
企業は均等法の裏で情報をマスキングし、本当に求めている部分を壊している。	1
男女の役割分担は、家庭で話し合っ決めてほしい。	1
男性は家庭でくつろぎ、女性はそれを受け入れるのが役割だ。	1
父親も子育てに時間を使ってほしい。	1
機会均等は賛成だが、男女の区別は差別ではない。	1
企業は妊娠・出産に関する制度を確立すべきだ	1
企業は均等法の裏で情報をマスキングし、本当に求めている部分を壊している。	1
企業内の格差はあり、法律的にも曖昧な面があるので、迅速な対応を促す組織や規則がほしい。	1
男女協働でなければいけないという線引きで逆に自由を奪われる。	1
男女の特性を生かし役割分担すればよいが、「女のくせに」等の発言は許せない。	1
家庭では、性別にとらわれず各人の個性にあった役割分担をすればよい。	1
男性と同様に働けるような意識づけを継続して行ってほしい。	1
男女協働参画課に相談したが、労務局に相談するように言われた。	1
計	34

3. ドメスティックバイオレンスについて

記入内容	件数
公的機関が介入や一時的な金銭面のフォローをすべき。	1
計	1

4. 同和問題について

記入内容	件数
同和地区への優遇（経済的含む）や気の使いすぎは逆差別を生む。	10
同和問題を取り上げない方が差別はなくなると思う。	6
正しい情報が得られず、情報量も少ないため、噂や間違った情報が流れる。	2
同和問題はおざなりにしてはいけないが、少しやりすぎだ。	1
同和地区の人たちが意識改革し、我々を解放してほしい。	1
同和地区の方の態度も問題である。	1
研修会は建前の意見が多い。	1
機会があれば勉強していきたい。	1
他県に比べると差別などが顕著であり、イメージアップの必要がある。	1
計	24

5. 外国人市民の人権について

記入内容	件数
雇用に際しての偏見が多い。	1
勉学中や社会に貢献している人が困っている場合は助けてあげたいが、犯罪を犯す人は住んでほしくない。	1
個々の意識の問題なので目に見える効果は現れないと思う。	1
計	3

6. 障害者市民の人権について

記入内容	件数
差別をしない、個性を生かした仕事や生活ができるまちにしたい。	2
時給が低く働きがいもない。自立するためには支援が必要。	2
障害者の子どもが頑張っているのを見ると感動する。	1
障害者は優遇されて当たり前と考える人がいる。認定が甘すぎる。	1
障害に程度で仕事を決めつけることは、本当に求めたい部分を壊す。	1
精神障害者が宗教団体に虐待を受けている。取締りをお願いしたい。	1
計	8

7. 子どもの人権について

記入内容	件数
いじめは立派な人権問題、「心」を育てる教育が必要だ。	1
計	1

8. 犯罪に関連する人権問題について

記入内容	件数
他の人の人権を侵した犯罪者に人権は必要ない。	2
被害者より犯罪者の人権を叫ぶのは寛大すぎる。	2
計	4

9. 市の人権施策などについて

記入内容	件数
何をしているのか、何をしたいのか、市民に分かりやすい広報を心がけてほしい。	4
安心して生活できる市になってほしい。	3
市民意識の変革を促す施策が必要だ。	2
人権が尊重されるよう行政が対応していくべきだ。	2
人権問題の取り組みが進んでいる。	2
男女協働参画課の活動について積極的なPRが必要だ。	2
具体的な問題を明らかにし、広報や施策に取り組むべきだ。	2
ゆっくり長期的に継続して取り組むことでよいよい社会が作られる。	2
どんな意見も真剣に取り組んでほしい。	1
以前に比べてよくなっているが、教育や学習が必要だ。	1
過度な政策は不愉快、人権を箇面の看板にしないでほしくない。	1
学習会や講演会の広報を充実する。	1
緊急時の連絡体制の確立や同和対策の見直し。	1
高校生が人権をどう考えているのか知りたい。	1
今後に期待している。	1
市民に分かりやすい活動をしてほしい。	1
市役所職員全員が協働の意識を持ち、啓蒙する体制が整っているか。	1
施策のまずさや行政の対応が弱者に負担を強いる。	1
自分の住んでいる市で行われていることに目を向ける必要がある。	1
障害者の雇用の場を提供することが市の仕事だ。	1
人権という言葉は抽象的、一つ一つの権利に着目して取り組みを進めてほしい。	1
人権について学べる施設があればよい。	1
人権侵害に対処する部署が十分機能しているなら問題ない。	1

記入内容	件数
人権侵害の具体例と対策を公開してはどうか。	1
人権侵害をほとんど感じないので必要性はない。	1
人権問題より犯罪防止などに力を入れるべきだ。	1
市政は低コストでやってほしい。	1
全国の模範となるすばらしい町になってほしい。	1
相談しやすい窓口を設定すべきだ。	1
同和問題にばかり目を向けず、弱者が困った時に相談できる窓口の設置、スタッフ育成、予算配分をお願いしたい。	1
必要とする公的援助を受けられ、差別のない社会になるよう期待している。	1
福祉やNPOがプライバシーを侵害しないような管理をしてほしい。	1
計	43

10. アンケートについて

記入内容	件数
普段あまり人権について考えることも無かったが良い機会になった	25
主旨が理解できない。広報に説明を載せてほしい	6
普段差別を全く意識していない人に対して、差別を意識させることにはならないか。	2
人権について理解が無いため十分な回答ができなかった。	2
深く大きく複雑な問題がアンケートで本当の姿見えるか、結果を市政にどう生かすのか。	2
アンケートにお金を使うのはやめてほしい。	2
考えさせられた。相互理解できる社会がベスト。無理矢理の主張は逆差別につながる。	1
もっと分かりやすい言葉で書いてほしい。結果は広報に出してほしい。	1
内容が難しく回答に困った。	1
回答が難しい。要は本質を見た上だ。	1
日本人向けの内容。必要なら外国人向けのものを作った方がよい。	1
アンケートそのものが人権無視。	1
年収や学歴などの質問はプライバシー侵害だ。	1
選択項目の内容が押しつけで不快だ。	1
市政にどう生かすのか。税金の無駄遣いでは。	1
市町村レベルでは効果が薄い。アンケートに費用をかけるより、国や一般企業を巻き込んだ大きな波を作る努力をすべき。	1
アンケートにお金を使うより人権を守るために使って欲しい。	1
アンケートは役所のための仕事づくり。発表に時間がかかりすぎる。	1
同じ人に何度も送っている。他に人の意見も公平に聴くべきだ。	1
アンケートは有権者全員に送るべきではないか。	1
市役所の対応が丁寧で分かりやすかったので嬉しかった。	1
計	54

11. その他の事項について

記入内容	件数
高齢者問題にも目を向けて充実した配慮をお願いしたい。	2
保健所の設立	1
市の広報誌だけでは、あらゆる面が把握できるとは限らない。	1
広報誌は難しく建前っぽい。理想はよいが、現実をどこまで把握しているのか。	1
議会を傍聴したいので、もっと早く知らせてほしい。	1
市バスの無料化	1
公衆トイレの落書きを無くす活動	1

記入内容	件数
国際交流を推進してほしい。	1
自然環境を大切にしまちづくり	1
全ての面ですばらしい町になることを願っている。	1
市営住宅を増やしてほしい。	1
市役所の開かれた姿が感じられず、市民のためのものでないように感じる。	1
高齢者を姥捨て山に捨てるような法律や医療はやめてほしい。	1
計	15

資 料

アンケート調査票

箕面市市民の人権に関するアンケート

平成21年（2009年）9月

【ご記入にあたって】

- (1) 回答はF 1から順に、質問ごとに用意している答えの中から、あなたの考えにあてはまる番号に○印をつけてください。
- (2) 質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、よく読んでご回答ください。
- (3) 回答は、書ける範囲でお書きください。
- (4) 読み書きが不自由なときや日本語での回答がむずかしい場合は、ご家族、ご友人の方がご本人の意思を確認しながらご記入ください。

(以下は、韓国朝鮮語、中国語、英語での説明文です。)

- 양케트는 일본어뿐입니다. 그러나 일본어로의 회답이 어려운 경우에는 가족이나 친구가 대필하셔도 괜찮습니다.
- 问卷调查表只有日文，如果不能用日文回答，可以与懂日文的家族或朋友代笔。
- This questionnaire is only Japanese language. In case you find difficulty with Japanese language, please ask your family members or friends to fill out.

【アンケートの問い合わせ先とご返送のお願い】

箕面市 人権文化部長 国際課 電話 072 (724) 6720
ファックス 072 (721) 9907

※ 回答いただきましたアンケート用紙は、同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れ、名前を書かずに、9月15日（火）までにご返送ください。

F9 あなたのお仕事は、次のうちどれですか（○は1つだけ）。

1. 従業員 25 人以上の事業所の会社員（正社員）
2. 従業員 25 人未満の事業所の会社員（正社員）
3. 自営業（家族従事者を含む）
4. 公務員・教員
5. 派遣社員・契約社員・嘱託・非常勤
6. アルバイトやパートタイマー
7. 学 生
8. 求職中
9. 家事専業
10. その他（具体的に：_____）

F10 あなたが最後に卒業した（在学中を含む）学校は、次のどこですか（○は1つだけ）。

1. 小学校、高等小学校、中学校
2. 高等学校（旧制中等学校を含む）
3. 短期大学、専門学校、高専
4. 大 学
5. 大学院
6. その他（具体的に：_____）

F11 あなたは、通算で何年くらい箕面市に住んでいますか（○は1つだけ）。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 5 年未満 | 2. 5 以上 10 年未満 |
| 3. 10 以上 20 年未満 | 4. 20 年以上 |

F12 あなたは、地域活動*にどのくらい参加していますか（○は1つだけ）。

- | | |
|------------|------------|
| 1. 週 1 回以上 | 2. 月 2～3 回 |
| 3. 年数回 | 4. ほとんどない |
| 5. まったくない | |

*地域活動：自治会・子ども会・PTA 活動・ボランティア活動・市民活動 など

F13 休日以外のふだんの日に、あなたが家事や育児・介護のために使う時間は平均して1日何時間くらいですか（○は1つだけ）。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. ほとんどない | 2. 30 分未満 | 3. 1 時間くらい |
| 4. 2～3 時間くらい | 5. 4～6 時間くらい | 6. 7～9 時間くらい |
| 7. 10 時間以上 | | |

日常生活や社会全般に関する見方や考え方をお聞きします。

問1 あなたは、日常生活のなかにあるいろいろな見方や考え方について、どのように思いますか（○はそれぞれ1つずつ）。

	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらとも いえない	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わない
① 妻子を養うのは、男の責任である	1	2	3	4	5
② 夫を「主人」、妻を「家内」と呼ぶことに違和感がある	1	2	3	4	5
③ 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるべきだ	1	2	3	4	5
④ 子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ	1	2	3	4	5
⑤ 冠婚葬祭に際して、「大安」や「仏滅」、「清めの塩」などの習慣を重視するのは当然だ	1	2	3	4	5
⑥ 「人並み」「平均的」を常に意識する	1	2	3	4	5
⑦ 自分の家族がホームヘルプサービスを利用することに抵抗感がある	1	2	3	4	5
⑧ 生活に困ったときに、生活保護を受けることは、当然の権利である	1	2	3	4	5
⑨ 障害のある子もない子も同じ学校に通うことは、お互いにとってよい	1	2	3	4	5
⑩ 企業の経営状況によって、一方的に解雇するのは不当だ	1	2	3	4	5
⑪ 定職に就けなかったり、仕事が続かないのは、本人にやる気がないからだ	1	2	3	4	5
⑫ 親が子どもを叩くのは、しつけだから、まわりがとやかく言うことではない	1	2	3	4	5
⑬ 教師の体罰は教育上やむをえないこともある	1	2	3	4	5
⑭ いじめを受けたり、仲間はずれにされるのは、本人にも問題があるからだ	1	2	3	4	5
⑮ 犯罪事件の報道であっても、市民のプライバシーを守るべきである	1	2	3	4	5
⑯ テレビやゲームに登場するヒーローの暴力を認めることは危険な風潮だ	1	2	3	4	5

人権全般に対する考えをお聞きします。

「人権」は、誰もが生まれながらにして持っている権利であり、人間が人間らしく幸せに生きていくために必要な、基本的権利です。この基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障されることが日本国憲法の第 11 条で明記されています。

問 2 あなたが「人権」から連想する言葉は、どれですか（○は 3つまで）。

- | | | |
|---------------------|--------|-------|
| 1. 自由 | 2. 平等 | 3. 友愛 |
| 4. 尊厳 | 5. 自立 | 6. 公正 |
| 7. 共生 | 8. 抑圧 | 9. 格差 |
| 10. 差別 | 11. 暴力 | |
| 12. その他（具体的に：_____） | | |

問 3 あなたは、「人権」について、ふだんどのように意識していますか（○は 1 つだけ）。

- | |
|------------------------|
| 1. 非常に大切なことだと認識している |
| 2. 意識していない |
| 3. 自分には関わりのないことだと感じている |
| 4. 「人権」という言葉を聞くのは嫌いである |
| 5. きれい事や建て前の話でしかない |
| 6. その他（具体的に：_____） |

問 4 あなたは、憲法で保障されている次の権利について、知っていますか（それぞれについて○は1つずつ）。

	言葉も意味も知っている	言葉は知っているが、意味はよく知らない	言葉も意味も知らない
自由権……自分の生活を強制されたりすることなく、自由にものを考え、行動することが保障される権利	1	2	3
平等権……人種・信条・性別・社会的身分などによって差別されない権利	1	2	3
生存権……社会福祉・社会保障などによって、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利	1	2	3
教育権……能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利	1	2	3
勤労権……職業を自由に選択し、働く権利	1	2	3
労働基本権……労働者の団結する権利や団体交渉などの権利	1	2	3
参政権……選挙の投票を通じて政治に参加したり、政治を監視するための権利	1	2	3
幸福追求権……個人として尊重され、幸福追求することが最大限尊重される権利	1	2	3

問 5 あなたは、問 4 の権利について、主にどこで学びましたか（○は3つまで）。

<p>1. 家族から</p> <p>2. 職場で</p> <p>3. 学校の授業で</p> <p>4. テレビやラジオ・新聞などで</p> <p>5. 人権や憲法などの講演会・研修会などで</p> <p>6. 国・府・市などの広報誌や冊子などで</p> <p>7. インターネットで</p> <p>8. その他（具体的に： _____)</p> <p>9. 特に学んだ覚えはない -----▶ 問 8 にお進みください。</p>

問6 あなたは、学校での人権学習について、主にどのような感想を持ちましたか（○は1つだけ）。

1. 人権の大切さがわかった 2. もっと知りたいと思った 3. 差別は許せないと思った 4. 自分にはあまりが関係ないと思った 5. 内容がおもしろくなかった 6. 人権学習より教科学習の方が大事だと思った 7. 人権学習をしても仕方がないと思った 8. あまり覚えていない 9. その他（具体的に： _____）
--

問7 あなたは、人権についてどのような学習方法を経験しましたか。経験した方法に○をつけ、その学習はあなたにとって役に立ったかどうかお答えください（それぞれについて○は1つずつ）。

	経験した方法 （○をつけてください）	とても役に立った	役に立った	あまり役に立たなかった	全然役に立たなかった
① パネル等の展示		1	2	3	4
② 専門家の講演会		1	2	3	4
③ 当事者*の講演会		1	2	3	4
④ 映画やビデオの視聴		1	2	3	4
⑤ 参加者による話し合いなど		1	2	3	4
⑥ 疑似体験学習（車いす体験など）		1	2	3	4
⑦ 現地研修やフィールドワーク		1	2	3	4
⑧ その他啓発イベント		1	2	3	4

*人権侵害を受けた人やその家族など

男女間の性別役割分担や男女協働参画についてお聞きします。

問 8 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考えに賛成ですか（○は1つだけ）。

1. 賛成
2. どちらかといえば賛成
3. どちらかといえば反対
4. 反対
5. どちらともいえない

問 9 あなたは、女性が男性と比べて不平等な扱いをされていると感じることはありますか。それはどのような場ですか（○はいくつでも）。

1. 学校教育の場で
2. 雇用の機会や働く場で
3. 家庭生活（家事・育児・介護など）で
4. 社会の慣習やしきたりなどで
5. 政治の場で
6. 法律や制度の上で
7. その他（具体的に： _____）
8. 感じたことはない

問 10 あなたは、子どもにどの程度の教育を受けさせたいと思いますか（思いましたか）。子どもがいない方もお考えをお聞かせください（○は、女の子の場合、男の子の場合それぞれ1つずつ）。

	中学校	高等学校	短期大学 専門学校・	大学	大学院	その他 （具体的に）
① 女の子の場合	1	2	3	4	5	6 (_____)
② 男の子の場合	1	2	3	4	5	6 (_____)

配偶者やパートナー間の暴力についてお聞きします。

問 11 あなたは、配偶者（パートナー）や恋人から、過去 2～3 年の間に次のような行為をされたことがありますか（○はいくつでも）。

1. 命の危険を感じるほどの暴行をうけた
2. 医師の治療が必要となるほどの暴行をうけた
3. 医師の治療が必要とまではならない程度の暴行をうけた
4. 大声でどなられたり、おどされた
5. 外出や交友関係を制限されたり、電話やメールをチェックされた
6. 生活費をもらえなかったり、自由にお金を使えなくされた
7. 「誰のおかげで生活できるのか」などとののしられた
8. 嫌だと言っても性的行為を強要された
9. 何を言っても無視された
10. されたことがない -----▶ 問 13 にお進みください。

【問 11 で 1～9 のいずれかに○をつけた方にお聞きします】

問 12 配偶者（パートナー）や恋人からの暴力を誰（どこ）に相談しましたか（○はいくつでも）。

1. 警 察
 2. 人権擁護委員
 3. 配偶者暴力相談支援センター
 4. 市役所などの公的な相談機関
 5. 弁護士やカウンセラーなど
 6. 医師や看護師など
 7. 家族や親せき
 8. 友人・知人
 9. 民間の人権団体
 10. その他（具体的に：_____）
 11. 誰（どこ）に相談したらよいかわからなかった
 12. 誰（どこ）にも相談しようと思わなかった
- ↳それはなぜですか（○は1つだけ）。
- | | |
|--------------------|-------------------|
| a. 相談しても無駄だと思ったから | b. 恥ずかしくて言えなかったから |
| c. 仕返しが怖かったから | |
| d. その他（具体的に：_____） | |

【全員の方にお聞きします】

問 13 あなたは、配偶者（パートナー）や恋人との間に起きる暴力についてどのように考えますか（○は 2つまで）。

1. どんな暴力も犯罪であり社会的問題として対応すべき
2. 暴力はいけないという教育が必要である
3. 暴力も愛情表現のひとつであり、一概に否定できない
4. 暴力をふるわれる方にも原因があるので、仕方がない
5. 家族内・個人間の問題なので、外部の者が干渉すべきでない
6. その他（具体的に：_____）

就労についてお聞きします。

【問 14～16 は、働いている方にお聞きします。】

問 14 あなたが収入を得るために働いている時間は、平均して1日何時間くらいですか（○は1つだけ）。

1. 5時間未満
2. 5時間～7時間くらい
3. 8時間～10時間くらい
4. 10時間以上

問 15 あなたの職場では、次のような点について男女間の格差はありますか（○はいいくつでも）。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 募集・採用 | 2. 賃金や昇給 |
| 3. 昇進や昇格 | 4. 配置や仕事の与え方 |
| 5. 教育訓練や研修 | 6. 住宅資金の貸付や福利厚生 |
| 7. 育児休業や介護休業 | 8. 退職年齢（結婚・出産退職の慣例など） |
| 9. その他（具体的に：_____） | |
| 10. どれもなし | |

問 16 あなたの職場では、次のようなセクシュアル・ハラスメント（性的ないやがらせ）が過去2～3年の間にありましたか（○はいいくつでも）。

1. 性的な話をする、質問をする
2. 結婚、子どもの有無など私生活に関することについて必要以上に質問する、話題にする
3. 容姿や年齢、身体的特徴について話題にする
4. 「女（男）のくせに」などと発言する
5. 「女（男）の子」「おば（おじ）さん」といった呼び方をする
6. 性的描写のある写真、雑誌等を職場で見る
7. 不必要に体を触る
8. 酒席等で席を指定したり、お酌やカラオケのデュエットなどを強要する
9. 執拗に交際を求める、迫る
10. 性的関係を求める、迫る
11. 意図的に異性を取引先の担当者や接遇・接待要員にする
12. お茶くみ・コピーを女性だけに求める
13. 過去2～3年の間にない

【ここからは全員の方にお聞きします。】

問 17 あなたは、女性の就労に関して、次のような考えについてどのように思いますか
(○はそれぞれ1つずつ)。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
① 重要な仕事は、女性に任せるべきではない	1	2	3	4	5
② 女性は管理職に向いていない	1	2	3	4	5
③ 女性の深夜勤務などは、母性保護や安全確保などを配慮すべきである	1	2	3	4	5
④ 男性向け・女性向けとしてきた仕事に男女の別なく就労することは良いことである	1	2	3	4	5

問 18 家庭生活と仕事との関わり方に関して、あなたは、女性にとって望ましい生き方はどのようなものだと思いますか (○は1つだけ)。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性は仕事に就かない方がよい 2. 結婚するまでは仕事に就き、結婚したら家事に専念する 3. 結婚しても、子どもが生まれるまでは仕事に就き、出産後は家事や育児に専念する 4. 子どもが生まれたら仕事を辞め、子どもが大きくなってから仕事に就く 5. 結婚、出産にかかわらず仕事を続ける 6. その他 (具体的に: _____)
--

問 19 あなたは、仕事と家庭を両立することを困難にしている理由は何だと思いますか
(○はいくつでも)。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所などの保育サービスが十分でないこと 2. ホームヘルパーなどの介護サービスが十分でないこと 3. 育児や介護などで休業制度が取得しにくいこと 4. 残業や休日出勤が多いこと 5. 結婚や出産で退職した女性を再雇用する制度が普及していないこと 6. 在宅勤務やフレックスタイム、短時間勤務などの制度が普及していないこと 7. その他 (具体的に: _____) 8. わからない

人権侵害や差別に対する考えをお聞きします。

問 20 あなたは、あなた自身が人権侵害を受けたり、差別された場合、どのように対応しますか（〇はいくつでも）。

1. 自分で直接抗議する

2. 人に相談する
 ↳それは誰（どこ）ですか（〇はいくつでも）。

a. 警察	b. 人権擁護委員
c. 市役所などの公的な相談機関	d. 弁護士やカウンセラー
e. 医師や看護師	f. 家族や親せき
g. 友人・知人	h. 民間の人権団体
i. 決まっていない	

3. がまんする
 ↳それはなぜですか（〇は1つだけ）。

a. 相談しても無駄だから	b. 恥ずかしくて言えなかったから
c. 仕返しが怖いから	d. 誰に相談してよいかわからないから
e. その他（具体的に：_____）	

4. その他（具体的に：_____）

問 21 あなたは、これから結婚すると仮定して、あなたの家族が次のようなことを調べようとしたら、あなたはどう思いますか？（〇はそれぞれ1つずつ）。

	調べることは絶対に反対	調べないほうがよい	どちらともいえない	調べたほうがよい	調べるのが当然
① 相手の過去の異性関係	1	2	3	4	5
② 相手の近所や職場での評判	1	2	3	4	5
③ 相手の収入や資産	1	2	3	4	5
④ 相手や相手の家族の病気や障害の有無	1	2	3	4	5
⑤ 相手の家族の職業や学歴	1	2	3	4	5
⑥ 相手が被差別部落の出身かどうか	1	2	3	4	5
⑦ 相手の家柄	1	2	3	4	5
⑧ 相手の国籍	1	2	3	4	5
⑨ 相手や相手の家族の犯罪歴	1	2	3	4	5

問 22 もし、あなたのお子さんが（いない方もお子さんがいると仮定して）被差別部落出身の人との結婚を望まれている場合、あなたはどのように思いますか（○は1つだけ）。

1. 認める 2. 認めない ↳それはなぜですか（○はいくつでも）。 a. 世間体が気になるから b. 家柄は大事だと思うから c. 他の兄弟姉妹や家族の結婚に差し障りがあると思うから d. 本人が苦労すると思うから e. その他（具体的に：_____）
--

問 23 もし、あなたが住宅を選ぶ際に、同和地区や小学校区内に同和地区がある物件を避けると思いますか（○は1つだけ）。

1. 避ける 2. 同和地区は避けるが、小学校区内はこだわらない 3. いずれであってもこだわらない
--

問 24 あなたは、外国人市民が日本で生活していることに対して、日頃どのように思いますか（○はそれぞれ1つだけ）。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
① 外国人が増えると治安や風紀が悪くなる	1	2	3	4	5
② 外国人の労働者が増えると、日本人の働く場がなくなっていく	1	2	3	4	5
③ 日本で生活をしている限りは、日本になじむよう努めるべきだ	1	2	3	4	5
④ 外国人が自国のことば（母語）や歴史などを学ぶことは、大切なことだ	1	2	3	4	5
⑤ 日本の国際化にとってよいことだ	1	2	3	4	5

問 25 あなたは、外国人市民にとって、特に問題があると思うのはどのようなことですか（〇は3つまで）。

1. 地域社会に受け入れられにくいこと
2. 日本語を学ぶ場が十分でないこと
3. 保健・医療・防災などの生活に必要な情報が手に入りにくいこと
4. 住宅を借りにくいこと
5. 就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受けること
6. 結婚に際して周囲が反対すること
7. 学校の受け入れ体制が十分でないこと
8. 駅や公共機関、ショッピング施設などで外国語表示がないこと
9. その他（具体的に：_____）
10. 特にない

問 26 あなたは、障害者市民に対する対応として、特に問題があると思うのはどのようなことですか（〇は3つまで）。

1. 道路の段差やトイレなど外出先での不便が多いこと
2. 住宅を借りにくいこと
3. 障害児が地域の学校に通いにくいこと
4. 働く場所（就職先）が少ないことや、職場で不利な扱いを受けること
5. スポーツ・文化、地域での活動に参加しにくいこと
6. 結婚問題で周囲に反対されること
7. 聴覚や視覚に障害のある人が必要な情報を得にくいこと
8. 詐欺や悪徳商法にねらわれやすいこと
9. まわりの人びとの理解が得られないこと
10. じろじろ見られたり、避けられたりすること
11. 障害者市民の意思が尊重されないこと
12. その他（具体的に：_____）
13. 特にない

問 27 もし、あなたの住む地域に、精神障害者市民の社会復帰を促進するための施設が設置されることになった場合、あなたはどう思いますか（〇は1つだけ）。

1. 必要な施設だとは思いますが、自分の住む地域に設置されるのはいやだ
2. 精神障害者は何をするかわからないので、設置してほしくない
3. 精神障害をもつ人も地域社会の一員なので受け入れることは問題ない
4. 自分や家族が精神障害をもった時のことを考えれば、身近なところに施設があったほうがよい
5. その他（具体的に：_____）

市のさまざまな人権に関わる施策についての考えをお聞きします。

問 28 あなたは、箕面市が重点的に取り組むべき課題は何だと思えますか(○は3つまで)。

1. 部落に対する人権侵害
2. 女性への人権侵害
3. 障害者市民への人権侵害
4. 高齢者への人権侵害
5. 子どもの人権問題
6. 外国人への人権侵害
7. HIV感染者、ハンセン病回復者などへの人権侵害
8. 犯罪被害者とその家族の人権問題
9. ホームレスの人権問題
10. プライバシーをめぐる人権問題
11. パワー・ハラスメントなど職場での人権侵害
12. インターネットなどでの誹謗中傷などの人権侵害
13. その他(具体的に: _____)

問 29 あなたは、次にあげる箕面市の人権の取組みの現状について、どのように思えますか(○はそれぞれ1つずつ)。

	やりすぎ だと思 う	適度だ と思 う	不十分 だと思 う	わから ない
① 権利についての市民対象の啓発	1	2	3	4
② 権利や義務についての企業対象の啓発	1	2	3	4
③ 学校や幼稚園・保育所での人権感覚や人権意識を育てる教育	1	2	3	4
④ 学校や幼稚園・保育所での男らしさや女らしさにとらわれない教育	1	2	3	4
⑤ 学校や幼稚園・保育所での性に関する正しい知識を身につけるための性教育	1	2	3	4
⑥ 人権相談への適切な対応	1	2	3	4
⑦ 人権侵害に対する法的な規制や被害者への支援	1	2	3	4
⑧ 人権について市に対し、市民が発言しやすいしくみの整備	1	2	3	4
⑨ 人権に関する市民グループや NPO 団体などの活動を促進するための支援	1	2	3	4
⑩ 市職員に対する人権研修	1	2	3	4
⑪ 人権尊重の視点にもとづく市政の推進	1	2	3	4
⑫ 市民のプライバシーを守るためのしくみの整備	1	2	3	4

問 30 あなたは、箕面市における人権尊重のまちづくりに関する次の言葉を見聞きしたことがありますか（○はいくつでも）。

- 1. 箕面市人権宣言
- 2. 箕面市まちづくり理念条例
- 3. 箕面市市民参加条例
- 4. 箕面市人権のまち条例
- 5. 箕面市人権のまち推進基本方針
- 6. 箕面市人権教育基本方針

問 31 市民一人ひとりの人権が尊重されたまちづくりを進めるため、あなた自身は何ができると思いますか（○は3つまで）。

- 1. 人権に関する学習会や講演会に参加する
- 2. 自分の意見を伝え、相手の意思も尊重するコミュニケーション力を身につける
- 3. 一人ひとりの個性を大切にする
- 4. 相手の立場から物事を考えてみるようにする
- 5. うわさに惑わされず、冷静に状況を把握するように気をつける
- 6. 安易に人を批難しないように言動に注意する
- 7. 人権が侵害されている場面で、問題解決のための発言や活動を行う
- 8. 政策決定の場や意見表明の場で発言する
- 9. その他（具体的に：_____）
- 10. 自分にできることはない

◎ 最後に、人権、男女協働参画について、あなたのご意見、お考え、ご要望等ご自由にお書きください。

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れて、9月15日（火）までにポストへ入れてください。

箕面市民人権意識調査検討会協議経過

	開催日	主な協議内容
第1回	平成21(2009)年 6月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市民人権意識調査の実施について ・人権・国際化・男女協働参画推進に関する意識調査項目の検討、意見交換 ・スケジュールの確認
第2回	平成21(2009)年 6月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・フェイスシートについて ・男女協働参画推進に関する調査項目について ・人権全般・人権教育に関する調査項目について ・人権意識に関する調査項目について
第3回	平成21(2009)年 7月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権全般・人権教育に関する調査項目について ・人権意識に関する調査項目について ・配布数、抽出方法について
第4回	平成21(2009)年 11月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・意識調査結果で注目すべき点に関する意見交換 ・「日常生活や社会全般に関する見方や考え方」に係る分析についての意見交換 ・「人権全般」「人権侵害や差別」に係る分析についての意見交換
第5回	平成21(2009)年 12月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女間の役割分担・男女協働参画」「DV」「就労」に係る分析についての意見交換 ・「人権への取り組み」についての意見交換 ・その他調査結果についての意見交換 ・「調査結果からみえてきたこと」の執筆お願い
第6回	平成22(2010)年 2月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめの記載事項の最終調整

委員名簿

氏名	所属	所属部会
河野 秀 忠	箕面市人権啓発推進協議会事務局長 花園大学非常勤講師	人権施策審議会委員
窪 誠	大阪産業大学経済学部教授	
松本 城洲夫	じんぶんネット代表 龍谷大学非常勤講師	
宇仁 宏 幸	京都大学経済学部教授	男女協働参画懇話会委員
寺本 尚 美	梅花女子大学現代人間学部准教授	
山内 美紀子	箕面市立第二中学校校長	学校教職員

箕面市民の人権に関するアンケート調査報告書

平成 22 年（2010 年）3 月

発 行 箕面市 人権文化部 人権国際課

男女協働参画課

〒562-0003 大阪府箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号

電話 072 (724) 6720 FAX 072 (721) 9907